

畜産課 昭和39年10月27日監査  
 監査委員 浜田庄二  
 同 中 用 玉 平  
 同 小 谷 善 高

1 予算執行について  
 昭和38年度予算の執行状況は、次表のとおりである。

歳入 (単位 円)

科目(数)	予算額	騰への額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比し増減	附記
公企業及び財産収入	220,000	180,000	40,000	109,441	109,441	-	69,441	
使用料及び手数料	19,187,000	16,191,000	2,996,000	2,810,305	2,810,305	-	185,695	
国庫支出金	33,252,000	-	33,252,000	32,253,480	32,253,480	-	988,520	
雑収入	30,366,000	18,395,000	11,971,000	11,734,051	10,766,509	967,542	1,204,491	調定額のうち繰越額509,551円を含む
計	83,025,000	34,766,000	48,259,000	-	-	-	2,309,265	

歳出 (単位 円)

科目(項)	予算額	騰への合達額	予算現額	支出済額	不用額	附記
畜産業費	153,190,000	66,123,324	87,066,676	83,199,920	3,866,756	39年度へ繰越20,441,000円を含む
諸支出金	-	-	300,600	300,600	-	
計	153,190,000	66,123,324	87,367,276	83,500,520	3,866,756	

2 主な事業の執行状況

事業名	支出額	備	考
(補助事業) 畜産技術振興 学校給食用牛乳供給 草地造成、放牧、牧 道施設	(補助金) 円 1,083,000 7,421,790 5,209,800	経営診断50地区 供給量897,716 校4校 草地4地区58ha 197.04m	乳牛特別事故防止60地区等 供給人員 23,694人 実地学 牧道3地域 牧柵1,300m
飼料共同化施設 存続用飼料作物種子 購入 有畜農家創設資金利 子補給 (施設)	7,836,000 1,303,000 1,130,205	55セツト (1セツト補助金150千円) 農協39 農協103	融資総額123,242,490円
寒冷地畜産振興対策	16,610,113		県有牛貸付 乳牛……船岡、東伯、溝口、西 伯各40頭 和牛……江府、株本、大栗各40頭 国有牛再貸付畜吉17頭、会見20頭
県営牧場整備	16,815,800	国有林地(牧場用地) 扱下140.73ha 8ha 7木9,457m <sup>2</sup> の購入 (15,360千円39年度 へ繰越)	処分本 年度 10頭
種畜場の設置	19,456,126	建物91.68坪	けい、養種雄牛10頭

3 経理出納について

- (1) 生乳品質改善指導事業で、検査員4名、指導員10名に対する報酬9万6千円の財源を雑入で468千円を計上していたが、本年度の収入済額は234千円で、残額234千円が未収となっている。早期収納確保に努められたい。
- なお、前記雑入調定額468千円は酪農組合からの寄附金であり、収入科目が適正でない。
- (2) 畜産による営農改善を図るため、雌牛の無償貸付及び譲渡を行なつ

ているが、県有牛の購入と国有牛の払下を受けるときの支出科目、それらを農家へ払下げる場合の収入科目が、それぞれ異なった科目で行なわれている。また払下についての記録管理もまちまちである。取扱いを統一するよう検討の要がある。

- (3) 畜産農家の経営を調査するため、農家に記帳を委嘱していたが、記帳記録の提出がないのに記帳手当を支給していたものがあつた。実績確認の上、支給すべきである。

- (4) 有畜農家創設事業資金の利子補給補助金 1,130,205円を概算払により交付しているが、該補助金は国の交付決定(539.3.27)とあわせて額の確定をし、精算払により交付されたもので、概算払とするとは適当でない。国同様に精算払とするよう事務処理を検討されたい。

- (5) 県畜産会が行なう畜産技術経営診断事業で、国庫補助分事業費1,798,844円(国庫補助金883,000円)に附随して単県分事業費288,915円に対し補金200,000円を交付していた。単県分の補助対象及び補助率は国庫補助分と異なるのに国と同一の補助率で交付決定していたことは適当でない。適切に処理されたい。

4 事務事業の執行について

- (1) 畜産共進会事業で、畜産共進会開催に要した事業費1,632,259円に対し補助金750,000円を県畜産連合会に交付しているが、該補助金の交付に当り、補助対象及び範囲が明定されていないため、前記事業費中に、補助事業対象経費と史料されたい記念品代金及び慰労会経費等83,605円が支出されている状況である。補助事業経理の適正化を図るため、補助金交付に当つては補助対象及び範囲を具体的に明確化すべきである。

昭和38年度家畜防疫の検査、注射実施実績表

事業区分	対象家畜頭数(A)	実施計画頭数(B)	実績頭数(C)	実施率		対象家畜
				(B/A) %	(C/A) %	
結核病検査	10,072	9,066	8,142	89.8	80.8	乳牛(6ヶ月以上)
ブルセラ病	10,072	9,850	8,762	89.0	87.0	乳牛( )
ひな白痢	178,100 (群)	178,100 (群)	177,768 (群)	99.8	99.8	種鶏
ふそ病	6,000	6,000	5,552	92.2	92.2	みづばち
ピロプラズマ病	11,556	11,556	11,555	100.0	100.0	放牧利用の牛
豚の伝染性疫病	30,310	4,000	3,555	88.9	11.7	豚
鶏の伝染性疫病	1,651,000	50,000	49,729	99.5	3.0	鶏
小計	1,897,110	268,572	265,043	98.7	14.0	
豚コレラ注射	53,000	46,500	48,249	103.8	91.0	豚
流行性感冒	45,040	8,000	8,395	104.9	18.7	乳牛、和牛
流行性脳炎	1,500	500	818	153.6	54.5	豚(未經産豚)
炭疽	1,709	300	319	106.3	18.7	乳牛、和牛
気腫	2,075	650	657	101.1	31.7	和牛
豚丹毒	2,000	1,000	1,534	153.4	76.7	豚
小計	105,524	83,750	59,970	71.7	56.9	
肝臓検査	57,630	26,800	27,779	103.7	48.2	乳牛、和牛
肝臓切除	—	6,600	6,741	102.1	—	乳牛の陽性牛 和牛の放牧利用の牛
小計	11,500	11,500	11,446	99.5	99.5	
合計	69,130	44,900	45,966	102.4	66.5	
合計	2,071,564	397,222	370,979	93.4	17.9	

- (2) 和牛集団育種推進事業で、西伯和牛育種組合に対して補助金60千円を交付していたが、補助金交付申請書の補助事業内容は事業項目の記載のみで、その事業量が不明確のまま交付決定していた。補助事業計画には各事業区分ごととその事業量を具体的、数量的に記載させるべきである。
- (3) 肥育牛奨励事業で、肉牛見本市開催(大阪、36頭出場)に要した事業費280千円に対して共同出荷補助金100千円を県畜産連合会に交付しているが、該補助金の交付に当り補助対象及び範囲が明定されていないため、前記事業費中に、補助対象事業経費と混同され交際費、事務所費、記念品代金等109,840円が支出されている状況である。補助金交付に当っては、補助の対象及び範囲を具体的に明確化すべきである。
- (4) 肉牛改良対策事業で、本年度、県下各地区(吉岡、八東、岸本)に肉牛改良増殖基地を選定し施設費390千円で購入した固定式牛衝器3点、工事請負費705千円で設置した牛衝器場(3ヶ所で15坪)の維持管理は、事実上地元農協が行なっているが、該施設の善良な維持管理を期するため、これが管理規則を制定する等の措置が要である。
- (5) 38年度に実施した家畜の防疫状況は次表のとおり、

註 38年度中、獣医師延1,930人を雇上し予防業務を実施している。

対象家畜頭数に対する実施率は家畜防疫職員の少ないことも関連して著しく低いものがあり全般的に低率である。就中、結核病及びブルセラ病検査は家畜伝染予防法で対象家畜を毎年1回以上実施しなければならぬが、完全実施されていない。格段の配意と努力を払わねば

5 このほか地方農林振興局における当該関係業務及び家畜保健衛生所並びに県営大山放牧場についての指摘改善事項はそれぞれの定期監査報告で述べたとおりであるので、適切なる指導及び措置を図らねば。

農 業 経 済 課

昭和39年10月28日 監査

監査委員 浜 田 庄 平  
同 中 田 玉 高  
同 小 谷 善 高

1 予算の執行について

(1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳 入

(単位 円)

科 目 (款)	予 算 額	歳への 合連額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未済額	予 算 現 額 に 比 し 増 減	附 記
国庫支出金	116,403,000	—	116,403,000	102,273,588	102,273,588	—△ 14,129,412	—	
繰入金	1,000	—	1,000	842	842	—△	158	繰出金の償還金
雑収入	1,415,000	—	1,415,000	1,530,450	1,430,250	100,200	15,250	繰出金のうちには繰越額105,200円を含む
計	117,819,000	—	117,819,000	103,804,880	103,704,680	100,200△ 14,114,320	—	
(特別会計)								
国庫支出金	6,684,000	—	6,684,000	6,684,000	6,684,000	—	—	
繰入金	4,462,000	—	4,462,000	4,462,000	4,462,000	—	—	
繰越金	12,976,000	—	12,976,000	13,199,969	13,137,216	62,673	161,296	
繰越金	51,000	—	51,000	206,132	206,132	—	155,132	
雑収入	19,000	—	19,000	137,721	137,721	—	118,721	
計	24,192,000	—	24,192,000	24,689,822	24,621,149	62,673	435,149	

類

2

歳 出

(単位 円)

科 目 (項)	予 算 額	繰上への令達額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	附 記
農 政 費	157,301,000	28,519,105	128,781,895	101,106,569	27,675,326	農業改良資金助成事業会計 へ繰出 補助金の償還金
繰 上 金	4,462,000	—	4,462,000	4,462,000	—	
雑 支 出	—	—	16,925	16,925	—	他会計へ繰出842円
計	161,763,000	28,519,105	133,260,820	105,585,494	27,675,326	
(特別会計)						
農業改良資金貸付事業費	24,190,000	163,100	24,026,900	24,022,063	4,837	
諸 支 出 金	2,000	—	2,000	1,684	316	
計	24,192,000	163,100	24,028,900	24,023,747	5,135	

2 主な事業の執行状況

事 業 名	交 出 額	備 考
(補助事業)	(補助金) 円	
農業協同組合振興対策		単県分 農協中央会事業活動促進 900千円 国庫分 農協講習所 750千円 単県分 農協中央会事業活動促進 1,095千円
農業協同組合組織整備		単県分 合併 3組合 持分調整 6組合 合併組合育成 3組合 営農指導員設置11組合 国庫分 施設 4組合 駐在指導 8組合
農林金融対策		(利子補給金) 農業近代化資金26,739,478円 農業近代化協力資金410,518円 農業改良施設資金574,322円 農林水産振興資金79,259円 (利子補給金) 農林漁業者経営資金3,040,870円 34年及び38年災害の被害開拓者分171,213円
災害金融対策		単県分 農林水産業者経営資金550千円 国庫分 農業, 家畜共済組合事務費69,019千円等 交付共済金 水稲50,907千円, 麦118,320千円 春蚕繭5,781千円, 夏秋蚕繭2,022千円 家畜44,630千円等
農業災害補償		共同利用施設復旧11ヶ所
農林水産業災害対策		

(その他)	
農業改良資金	38年度貸付額23,059千円 38年度未貸付現在額38,888,883円
農業信用基金協会出資	5,300千円 38年度未現在額76,840千円
農業協同組合の合併	3地区29農協
農業協同組合検査	38年度109組合(全面7組合 部分32組合)
電 気 導 入	岩美町5戸 日野5戸

3 事務事業の執行について

(1) 農業災害補償事業費中 家畜診療所整備強化費補助金(150千円)、家畜診療車輻購入費補助金(400千円)、農作物損害評価事務所費補助金(245千円)、新農業災害補償制度普及事務費補助金(150千円)、計945千円を単県費補助として県農業共済組合連合会及び各農業共済組合に対して交付しているが、該補助金の交付基準がないまま、国庫補助金を交付する際に同時に交付しているがその補助金経理処置は適当でない。補助金の交付方法、補助対象及び範囲並びに条件、時期等を定めた補助金交付の基準を制定し、これに基づき明確、適正に補助金の交付を行なうようになされたい。

なお、前記4補助事業に係る補助事業効果の確認並びに補助金の使途、経理等の検査は行なわれていなかつた。鳥取県補助金交付規則に定める各規定を厳守し適正化を期されたい。

(2) 家畜診療所整備事業で、家畜診療機械器具並びにオートバス(3台)の購入費573,620円より同国庫補助金284,000円を差引いた残額(289,

620円)の2分の1相当額の144,810円を単県補助すべきところ、実際は150,000円の補助金を交付し、かつ補助金の額の確定通知も行なっている。その差額5,190円は鳥取県補助金等交付規則第20条第1項及び第2項並びに同規則第23条の適用が相当と認められるので、厳正に処置されたい。

(3) 新農業災害補償制度普及事業で、農業共済組合法の改正趣旨の普及を関係農家に行なうため、各市町村農業共済組合(41)及び同連合会に対して補助金183千円を交付しているが、その実績報告による該補助事業は、役員会または理事会あるいは臨時総代会が1回開催されている程度であり、出席人員も僅少の状況で、該補助金の交付額が僅少(一事業主体平均2,929円)であることにも起因して初期の目的どおり補助事業の効果が挙つていないものとは思料されなない。本制度改正の趣旨を徹底するようさらに補助金の効率的使用につき検討配慮の要がある。

(4) 38年度において、農業近代化資金の貸付を行なつたものに対する検

査確認の未了のものが相当件数あり、当年度以前のものについては、ほとんど行なわれていない状況である。当該年度分についても畜舎の建設、和乳牛の購入資金等が他に流用されているものもあるのだからの利子補給金の返還及び打切を要するものについては早期に措置されたい。

なお、前記資金により取得した畜舎、豚舎等で用途を変更したものの、肥育牛、豚等の飼育を一時的に中止しているものなどに対する利子補給金の返還打切等の措置が機関によつて必ずしも一定していない。これが取扱基準を設けることにつき検討されたい。

(5) 農業協同組合組織整備については、36年4月1日現在178組合(総合農協)であつたものを監査日現在100組合に合併、適正経営規模単位農協の確立に努力が払われているが、計画に対する達成率は39%にとどまつている。農協合併に対する助成措置の適用は40年3月31日までに合併したものであることからして、適用期間内に未合併地区の合併を促進するよう一層努力されたい。

4 地方農林振興局における当課関係業務及び当課関係財政援助団体についての指摘改善事項はそれぞれの定期監査報告で述べたとおりであるので、適切な指導及び措置を図られたい。

県 営 大 山 放 牧 場	監 査 委 員	浜 田 庄 二
	同	中 田 玉 平
		昭 和 39 年 5 月 29 日 監 査

1 38年度に当牧場用地として、大山水無原国有林地139ha56989(用地代

11,000千円、立木9,459㎡代27,500千円、幼令木補償代8ha、400千円)を38,900千円で大坂営林局との折衝により、取得契約できたことは結構である。

しかしながら、従来より当国有林地を借り受けて、小規模草地改良事業で35年度から37年度までに経費4,975千円をもつて造成した25haの草地は放牧利用施設がないため、例年、ほとんどその利用がなされていない実情であつた。

2 当牧場の再建整備については、国庫補助(事業費の40~55%)を受けて大規模草地改良事業として実施する「施設整備計画」(次表)並びに予託放牧、近代的畜産経営モデル設置、草地農業の新技術体系の確立、草地改良及び肥培管理の試験研究等を策定した「牧場運営計画」が樹立されているが、整備後における経営的運営方法等に問題点があると考えられるので、細心の注意をもつてこれらに対処されるよう要望する。

施 設 整 備 計 画

区 分	全 体 計 画		年 次 計 画					
	事業量	事業費 千円	39年度 事業量	39年度 事業費 千円	40年度 事業量	40年度 事業費 千円	41年度 事業量	41年度 事業費 千円
草 地 造 成	50ha	7,423	—	—	20ha	3,053	30ha	4,387
道 路	2,602m	16,000	—	1,702m	12,799	900m	3,201	—
飲 雑 用 水 施 設	2,010m	2,753	—	—	1,190m	2,100	820m	653
畜 舎	30坪	2,250	—	—	30坪	2,250	—	—
看 視 舎	9,870m	1,579	—	—	6,555m	1,049	3,315m	530
隔 障 物 設 置 舎	70坪	5,600	—	—	—	—	70坪	5,600

電 氣 導 入 事 務 所	1,800m <sup>2</sup> 150坪	3,550 19,500	—	—	1,800m <sup>2</sup> 150坪	3,550 19,500	—	—
電 機 農 具 舍	50坪	1,300	—	—	50坪	1,300	—	—
管 理 用 機 械	トラクタ 他1台	7,070	—	—	トラクタ 他1台	7,070	—	—
立 木 購 入 その(家畜購入) 備品等 他計	3,460	—	—	—	3,460	—	—	3,460
	26,000	—	26,000	—	—	—	—	—
	99,242	—	38,799	—	19,236	—	—	34,130

3 当牧場には職員が2名配置され、38年度においては、主として、立木調査、土地調査及び賦造成地の管理等を実施し、賃金545,310円(日夫848人)を支出していたが、前記業務並びに勤務についての記録がなく、その内容が確認不能であつたので、これが記録整備を行なうよう配慮された。

地 方 農 林 振 興 局	日野地方農林振興局	昭和39年6月25~26日監査	二 平 賢
	監査委員 浜 田 庄 玉		
	同 中 田 玉 浩		
	同 野 坂 浩		
倉吉地方農林振興局	東郷池沿岸排水改良事業所		
	北条浜かんがい事業所		
	北条用排水改良事業所		
	小鳴川用水改良事業所		
	天神野用水改良事業所	昭和39年8月10~11日監査	二 平 賢
	監査委員 浜 田 庄 玉		
	同 中 田 玉 浩		
八頭地方農林振興局		昭和39年8月27~29日監査	二 平 賢
	監査委員 浜 田 庄 玉		
	同 中 田 玉 浩		
米子地方農林振興局		昭和39年9月7~9日監査	二 平 賢
	監査委員 浜 田 庄 玉		
	同 中 田 玉 浩		
	同 野 坂 浩		
鳥取地方農林振興局		昭和39年9月15~16日監査	二 平 賢
	監査委員 浜 田 庄 玉		
	同 中 田 玉 浩		



昭和38年度にかかる各地方農林振興局定期監査の結果、事務事業の各局共通的留意改善事項は次のとおりである。

1 地方農林振興局長が総括指揮している機関で出納員の配置されていないものに属する行政財産の管理事務、当該機関の物品取扱主任の任命、物品の受払、支出負担行為等の事務処理に統一されたものがなく、各局適宜の方法により行なっている。規定に則り、また規定の不備なものはこれを整備して適正な事務処理を行なうよう善処されたい。

2 養豚、養鶏農家の経営並びに技術を改善して生産性の向上をはかるため、農家を選定して実態調査を行なっていたが、本事業は中小家畜試験場の依頼により、農家の選定は普及所で行ない、経営技術の指導助言、調査結果の集計は直接中小家畜試験場で実施し、経費の支払は振興局で行ない、この間の連絡の不十分のため、実績未確認のまま調査手当の支出が行なわれており、また、この経費の支出についても均等配分困難な金額を代表者に一括支払いする等事務処理が妥当でない。適正な予算執行につき関係当局は検討し善処されたい。

3 畑地かんがい受託事業費、農業土木調査費がこれらの事業の実施されていない振興局に予算合達され執行されている。予算目的に沿って適切に執行するよう留意されたい。

4 治山事業の施行については「鳥取県治山事業施行規程」により、民有地に施行する場合は土地使用承諾書を徴し実施しているが、事業完了に伴う同規程第5条に定める施設の帰属については、何らの手続きもされず、不明確である。同規程による土地所有者の義務並びに義務の承継の規定からして竣工検査完了後速やかに文書的に処理すべきが適当と思料されるので検討されたい。

5 施越工事の申請に対する承認の遅延により、承認前に着工しているもの、既に完了しているものが散見された。これでは折角の承認もその意味がなくなるので、当局は事務処理のじん速化を図られたい。

6 委託事業の予算合達及び契約事務について委託料の予算合達が適期に行なわれていないため、委託契約の締結日を及して支出負担行為が形式的に処理されているもの、委託事業の適期を逸しているもの等の不合理な事例が見受けられたので、県当局は事業の実施期に適合した予算合達を図られたい。

なお、委託契約の締結に当り、委託内容が明示されていないもの及び委託設計が作成されていないもの等があるので、委託契約の約定整備を行ない適確な事務事業の執行に留意されたい。

7 補助事業における事務処置の適正化について

(1) 各振興局において執行されている各種補助事業で、本庁からの補助金交付決定通知(内示含む)の時期が著しく適期を失し、年度末近い時期となつていているもの事例が少くない。

そのため、補助事業の実施が遅延し、事業が年度内に完了していないもの、交付決定前に事業着手しているもの、または補助事業が適期に実施できないため補助事業効果の発揮が遅れているもの等、事業執行上のあい路が見受けられた。

また、補助金交付申請書、実績報告書の審査並びに検査執行が不十分と認められるものもあり、補助金等適正化の障害となつている。

なお、補助金の交付決定通知の補助条件が内容も形式も従来から必ずしも十分でなく、補助対象範囲、補助基準が不明確であるものが認められる。

以上三件の改善について検討善処されたい。

- (2) 補助金等に係る予算の執行に關する法律に規定する補助金等で県が概算交付を受けて関係補助を行なうものを概算私の手続きを執らないで直に精算私の方法により支出が行なわれている。改正すべきである。
- (3) 補助金の交付決定に当り、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、農林大臣又は県が別に定める期間は目的に反し使用、譲渡し又は処分してはならない等の補助条件が付されているが、「別に定める期間」についての通知は行なわれていない状況である。取得財産の効率的運用並びに適正管理を図る上にも、この期間を早期に補助事業者に通知すべきである。農林大臣が別に定めるものについては、国に対し要請されたい。
- (4) 補助事業により取得した財産について、事業完了後の状況確認は殆んど行なわれていないように思料される。補助金の交付に当つては、補助金等の交付台帳を設け、交付決定のつど決定内容を登記し、条件にしたがい、事業完了後調書を提出させるなど、状況は握に努め、補助効果を最大にしめるよう、事後についても十分指導の要がある。
- 8 検査復命について  
各種補助事業において、補助事業主体に対する検査記録のないもの及び不十分なものが各局とも相当に見受けられたので、検査記録を「検査調書」に添付して、検査復命の一件書類として処理されたい。
- 9 農業構造改善事業  
(1) 37年度に実施した土地基盤整備事業の補助率は50%であったが、38年度には70%となつたため、38年度において、前年度の実施事業費2,736,000円(繰越事業分除く)に対して、その差(補助率)10%の補

助金7,272,200円の追加交付(県費)を行なつていた。この場合該補助金交付にかかる関係書類未提出のまま、38年度分の補助金交付決定通知の際に同時通知し、かつ交付しているが、鳥取県補助金等交付規則(第5条)に照し適正でない。会計上は別個の補助事業として取扱うべきである。

(2) 本事業における土地基盤整備事業並びに経営近代化施設設置事業の実施にかかる申請書及び実施設計書の適否審査並びに指導、補助金交付に關する事務事業を振興局の分掌事項として行つているところであるが、畜舎(乳牛舎、肉牛舎)稚蚕及び牡蚕共同飼育所等の構造物の実施設計書の適否審査並びに検査業務については関係技術者の配置がないため、その業務処理が遅延勝ちとなり、該事業の適期処理に支障を生じている状況にある。また設計内容の審査が十分でないため経済的設計に配慮が欠けているもの、誤算設計されているもの、あるいは民間大工職の設計により設計内容が粗雑で工事費算定が不明確のまま補助金の交付決定通知をしているもの等が見受けられたので、県当局はこれに対策につき善処されたい。

なお、38年度における実施計画の土地基盤整備事業(事業費138,115千円、補助金97,427千円、経営近代化施設設置事業(事業費52,826千円、補助金26,411千円)並びに37年度からの繰越事業分の土地基盤整備事業(事業費41,063千円、補助金24,638千円)経営近代化施設設置事業(事業費45,447千円、補助金22,171千円)は概ね計画どおり進歩されている。しかしながら、本事業の目的を効果的に達成するためには、実施後における関係農家の経営管理及び技術指導が重要であるので、各指導機関が一致協力して援助する指導体制の整備確に努めら

れたい。

#### 10 稲いもち病防除対策事業

38年5～6月の長雨による稲いもち病被害農家の防除に要する経費負担を軽減するため、前年度購入実績以上に購入した農薬の超過額に対して共同防除(国補助対象、農業購入経費の2分の1額)補助金として4,813,000円、一般防除(単農費補助対象、農業購入経費の3分の1額)補助金として15,326,500円、合計20,139,500円(防除面積、国補助対象分7,752ha単農費対象分32,439.9ha計40,191.9ha)を交付しているが、前年実績の確認困難等のため、その交付(配分)方法に因却し、該補助金交付要領に定める方法によらず、国庫補助対象事業分と単独県費補助対象事業分を合せて防除面積割で平等に配分しているもの、農業購入経費に対する補助金の配分額が不均衡に交付されているもの、あるいは交付要領どおりに交付されている事業主体があつた。

補助金等適正化法及び補助金等交付規則並びに該交付要領に適合した適法な補助金交付を行なうべきであつた。

なお、概算交付した補助金の配分が、事業主体(市町村)において相当に遅延し、はなばなしくは翌年5月中旬に行なわれ概算交付の効がなかつた事業主体も見受けられたので適切な指導を図る要があつた。

11 酪農振興対策事業で、酪農経営の施設改善を行なう農家(15戸)に対し、補助金450千円(1戸当り基準経費150千円に補助金30千円)交付していたが、改善施設的设计書図面が一切補助金交付申請書に添付されず、内容審査ができませんまま補助金を交付決定していた。

なお、本事業にかかる補助金交付要領は「市町村が補助する場合における当該補助に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付す

る」となっているが、市町村が補助する場合の取り扱いが振興局によつて異なっているため、県補助金に同額の裏付をさせているもの、裏付を全く行なっていないもの等まちまちである。統一した指導を行なうべきである。

#### 12 開拓地土壌改良事業

(1) 開拓地酸性土壌改良2,208haを行なうため、その資材(炭カル930.2屯、燐燐132.51屯、検査液24組)購入に要した経費に対して補助5,226千円を12事業主体(関係農家191戸)に交付しているが、補助金交付決定に当り、交付申請書に地帯別酸度標示、作物別散布面積及び散布量並びに散布時期等当然に必要と考えられる事業内容の記載がなく、補助事業内容の検核が十分でないまま補助金の交付決定を行なっていたが、その処置は当を得ない。(2)に述べる状況にかんがみ、当補助金の交付申請書様式を整備し、事業設計内容の明確化を図ることが必要である。

(2) 補助事業主体(12)は前記購入資材の配布を作物及び酸度を勘案した事業量に応じて行なうべきであるにかかわらず、実際の配布は面積割と平等割により補助目的に沿わない安易な方法により配分されており、補助事業による効果が目的どおり挙つていないと見られる。関係当局は事業主体に対する指導監督の強化を一層徹底する要がある。

13 農林金融対策事業で農業経営の近代化を図るため、38年度764,262千円に対する利子補給承認を行ない、12月末日融資産高1,424,879千円に対し26,739,478円の利子補給金を交付(本事業は38年下半期から振興局へ権限を移譲されたもの)していたが、38年度に利子補給承認を行なつたもので監査日現在検査未了のものが相当件数あり、37年度以前のもの

については殆んど行なわれていない状況であるので確認検査を厳に所行されたい。

また、検査の結果、事務処理に適切を欠くもの、利子補給金の返還及び打切を必要とするものでその処置の遅延しているものがある。早期に処理するとともに指導の徹底を期されたい。

なお、利子補給にかかる畜舎等で用途を変更したものの、家畜の飼育を一時的に中止しているものなどに対する用途変更手続き、利子補給金の返還、打切等の措置が振興局によつて一定していない。当局はこれが取り扱いを統一することにつき検討の要がある。

14 協同利用施設災害復旧事業の実施に当り、県が示した「査定前(補助金交付決定前) 工事承認申請書の手続きを執らないで国の査定前に事業を完了しているもの、農林省の実地査定の終つたものについては完了検査を省略しているもの及び申請書に添付の設計書、図面の不備なものなどがあつたので、事務処理の適正を期されたい。

15 森林計画樹立事業における造林箇所調査並びに伐採箇所調査の賃金の支払基準単価は、前者は1日4件600円、後者で1日5件900円となつてゐるが、1日当たり件数が前記基準件数と異なる場合の取扱いが各振興局において区々であるので、県当局は統一されたい。

#### 16 保安林保護巡視事業

(1) 水源かん養保安林ほか13種類の指定保安林(2,500箇所、71,614ha)の整備及び維持管理を行うため委託料420千円(各振興局合計)をもつて21市町村長に該事業を委託し、延844日の巡視日数が報告されていた。しかしながら、巡視員の活動内容を検討すると、事故または違反行為を発見しても所轄振興局に通報されていないもの、関係市町村

長より提出の「期分保安林保護巡視事業実施状況報告書」は巡視日数の報告にとどまり、巡視員の活動実態のは握がされていないものがあり、委託事業効果が十分挙つてゐるとは思料されない。他面、保安林に対する違反発生(37年度12件、38年度50件)及び潜在的違反がある状況からして、巡視報告書の在り方について検討を加えるとともに巡視活動をさらに徹底させ、違反または事故発生についての速報等による処置方針につき考究善処されたい。

(2) 保安林の伐採、倒伏、切り取り等の違反者に対して、森林法(38条)に基づき措置された造林、復旧、中止等の行政命令の措置確保がなされてゐないものが散見されたので、これが履行に努められたい。

#### 17 林業技術普及事業

本事業は、各振興局に林業改良指導員49名を配置し、重点普及地区(43地区)の普及活動、個別経営計画樹立(140戸)及び指導並びに林業グループ育成あるいは技術経営指導等各般の改善事項につき指導育成による普及活動を行なつてゐた。米子振興局においては「普及活動記録」を整備し、効率的普及活動に資するよう配慮されていたが、他の振興局においては前年度の定期監査報告で指摘要望した普及計画に基づく指導経過記録、問題事例の集積、分析、検討、整理並びに効果的普及手段方法の確立等々に對する改善工夫についての努力が不十分と認められたので格段の配慮をされたい。

18 土地改良事業奨励規程に基づき、各地方農林振興局はかんがい排水、農道、区画整理、農地又は農業用施設の災害復旧事業等の実地調査、測量設計等を行なつてゐるが、事業主体からの同規程第9条に規定されてゐる奨助申請書は殆んど未提出のまま、技術奨助業務を行つてゐるこ

とは往年よりの警習となつてゐる。所定手続きに基づき、適法な業務として行なうべきである。なお、前記事業の測量設計(設計変更含む)並びに監督業務等は特定事業主体に提供する役務であり、他面、その事務事業量(逐年増加している)等からして、これらにかかる手数料徴収条例の設定につき、県当局の検討を望む。

19 非補助土地改良事業の貸金利子補助金交付にかかる事務手続き及び指導は振興局で処理しているが、検査は本庁執行となつてゐるため規定事務処理が例年遅延している実情にある。事務処理を能率化するため、あるいは補助金の交付額よりして振興局長に該補助金に係る検査権限を移譲することが妥当と思料されるので検討善処されたい。

20 農道整備事業補助金の本庁よりかいへの子算令達が年度末に行なわれているため、事業主体における工事施工が年度内に完了してゐないものが見受けられたので、事業執行に支障のないよう早期予算令達に県当局は配慮されたい。

21 各地方農林振興局における留意改善事項は次のとおりである。

日野地方農林振興局

1 予算執行について

(1) 昭和38年度末における収支の状況は次のとおりである。

ア 一般会計  
収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及び手数料	円 545,300	円 545,300	円 0	
寄附金	476,300	476,300	0	
雑収入	1,600	1,600	0	
計	1,023,200	1,023,200	0	県庁舎建設費寄附金 治山修繕費

支 出

科 目	予 算 令 達 額	支 出 済 額	残 額	備 考
県庁費	円 37,808,920	円 37,808,920	円 0	
産業経済費	97,709,514	97,709,514	0	
農政費	22,218,083	22,218,083	0	
農産園芸費	5,308,560	5,308,560	0	
林業費	37,809,539	37,809,539	0	
蚕業費	840,704	840,704	0	
畜産業費	2,912,292	2,912,292	0	
農地開拓事業費	2,135,328	2,135,328	0	
耕地事業費	26,485,008	26,485,008	0	
その他	663,810	663,810	0	
計	136,182,244	136,182,244	0	

イ 特別会計(農業改良資金助成事業費)

支 出

科 目	予算合連額	支出済額	残 額	備 考
農業改良資金貸付事業費	29,000	29,000	0	
合 計	29,000	29,000	0	

ウ 特別会計 (県営林事業費) 支 出

科 目	予算合連額	支出済額	残 額	備 考
職 員 費	625,333	625,333	0	
造 林 事 業 費	3,563,908	3,563,908	0	
保 育 事 業 費	7,515,675	7,515,675	0	
処 分 事 業 費	80,280	80,280	0	
公有林野分収造林事業費	61,666	61,666	0	
合 計	11,846,862	11,846,862	0	

(2) 昭和38年度における主な事業は次のとおりである。

事業名(目)	補助金交付額 (円)	備 考
農業構造改善事業	24,273,000	繰越事業含み、土地基盤整備＝草地造成改良22.4ha 農道2,399m 牧道2,006m 経営近代化施設設置＝肉牛舎6棟(1,235.56㎡) 農機具格農庫1棟(139,12㎡) トラクター1台 作業機4台
農業近代化資金利子補給事業	1,211,433	承認額41,861千円(341件)
病害虫防除対策事業	4,402,650	類いもち病防除面積7,389.4ha 畑地土壌病害虫防除面積4地区
草地改良事業	1,265,300	小規模草地改良3.3ha 飼料共同化施設＝{草刈機11, サイコロ2, 鋸6 飼料作物再播種面積465ha

開拓指導補助事業	補助造林事業	林道開設事業	治山修繕事業	38年林道施設災害復旧事業	造林事業	保育事業	過年度災害復旧新地事業	団体管かんがい排水事業	農道整備事業	38年災害復旧新地事業	その他	治山事業
1,845,168	15,159,631	12,400,000	工事請負額1,245,000	935,310	工事請負額3,500,200	6,888,200	10,358,123	980,000	2,871,000	7,574,599	(事業) 40,348,000	
開かん作業99.6ha 住宅新築1戸 電気導入4戸 飲用水施設4戸 住宅改築4戸 開拓指導振興計画27戸	造林面積671.95ha 造林木復旧面積750ha 林道開設延長1,015m (2路線) 林道改良延長102.5m	林道開設延長1,015m (2路線) 林道改良延長102.5m	施2 箇所荒廃地復旧5	復旧延長312m (4路線)	県行造林面積46.51ha	補植改植552.15ha 林道650m	農地災害復旧箇所18 農業用施設復旧箇所11	水路舗装1ヶ所460m	農道4路線2,571m	農地災害復旧箇所4 農業用施設復旧箇所46	崩壊地復旧、浸透阻壁防止 なたれ防止林造成 保安林改良 緊急治山 施設災害復旧20箇所	

(3) 経理出納その他事務処理について

ア 単県治山事業に係る地元寄附金 414,400円の寄附採納額を38年11月に受理していただきこれに対する承認通知を行わず、調定も相当期間遅延していた。なお、寄附金を財源とする事業については、事業着手前に受納手続きを完了するよう配慮されたい。

イ 共同利用施設災害復旧事業に対する予算合連は負担金補助及び交付金のみで、該事業に係る指導及び検査等に要する経費が合連されていない。県当局は適切な予算合連をするよう配慮を要する。

ウ 県営林事業で当管内に該事業のない立木処分、公有林野分収造林事業の予算執行が行なわれている。予算の目的外使用とならないよう予算令達につき、本庁当局は配慮されたい。

(4) 契約について

ア 果樹農業振興対策事業で、優良苗木を計画的に確保して供給を図ることを目的に20a(2ヶ所)の栗母樹園を設置し、委託料15,000円を支出しているが、委託契約書には該事業の委託期間並びに生産した苗木の所有権が明定されていなかったため整備を図られたい。

イ くり栽培新技術導入集団模範園15haを日南町に設置し、委託料390千円を支出していたが、実際の事業に要した経費は766,312円であり、受託者(受益者)の負担において実施した事業と県が委託した事業区分が判然とせず、かつ県が委託した部分に対する所有権についても何んら約定されず、不明確なものとなっていた。本事業はその実態からして「鳥取県補助金等交付規則」に定める補助金等に該当すると認められ、従つて前記委託料のうち250千円の部分私を出来形検査をしないで実施状況報告のみに基づき行なっていることは適当でない。

(5) 工事設計について

ア 日南町新屋地区における林道開設事業(事業費2,800千円、補助金1,400千円、林道開設延長440m)の耳芝張付設計は当初510.8mであったが、事業主体は契約変更しないうまま609m(延長)に変更し、工事費を12,058円増額していた。その処置は適当でない。

なお、該工事にかかる設計に当り、人夫の所要量並びに刈払、切土の工事歩掛に妥当でないものが見受けられたので、設計及び設計審

査はさらに慎重を期されたい。

(6) 補助事業、委託事業の執行及び事務処理について

ア 農業構造改善事業

経営近代化施設事業で37年度に肉牛舎を5棟(繰越分含む、事業費8,581,831円、補助金385,000円)38年度に6棟(事業費1,444,814円、補助金7,217,700円)を設置していたが、肉牛導入計画頭数は250頭であるのに対して監査日現在において飼養されている頭数は186頭(自家飼育牛含む74%)である。該施設の効率的利用並びに本事業の推進を図るため、計画的な指導援助につき格段の配慮をされたい。

イ 農業近代化資金の融資を円滑に行なうため、原資を県信連から借り入れた農協に対し5年5厘の利子補助金78,904円を、39年5月14日にその額の確定を行なわず精算私により支出していただくことは適正でない。精算私は交付決定に係る補助金の額を確定した後に行なうようすべきである。

なお、検査員の任命、検査結果の復命、通知も行なわれていない状況であった。「鳥取県補助金等交付規則」第15条により処理されたい。

ウ 開こん作業補助事業で、山成跡地等の開こん996ha(事業費1,810,152円)に対して事業主体に補助金814,568円を交付しているが、該補助金交付申請に係る事業費には設計の基礎となる人夫賃及び歩掛員数の記載がなく、事業費決定に困難な申請書となっていた。補助事業額並びに補助金交付額の決定に当っては十分に審査し、決定することに努められたい。

エ 生しいだけ冷蔵施設事業費937,298円に対し補助金(単県)245,100円を交付しているが、補助金交付申請書に施設的设计書及び図面が添付されていないまま事業の承認を行つており、したがつて検査も完成したものを承認したに過ぎない。事業内容の精査を厳正にし予算の効率的執行に努められたい。なお、補助金の精算、概算私の事務処理の区分及び取り扱いに適正を欠ぐ面があつた。適確に処理されたい。

オ 非補助土地改良事業で、借入資金(融資)利子補給金214,596円を交付していたが補助事業主体の検査確認が行なわれていないものがあつたので、検査は厳格に履行されたい。

(7) その他事務事業の執行について

ア 災害復旧等補助事業の検査が工事完了後数ヶ月間遅れ、殆んどが年度末に行なわれている。これは事業主体からの完了届の遅延等が主な原因となつており、再災害を受けることも予想されるので、早期検査の助行に努められたい。

なお、検査復命書の調査事項中、工事雑費、事務雑費等についての調査記録の不十分なものがあつた。検査調査の記録を適切に行なわれたい。

倉吉地方農林振興局

1 予算執行について

38年度における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。  
ア 一般会計

収入	科目	目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
	使用料及び手数料		1,991,100	1,991,100	0	
	寄附金		128,800	128,800	0	
	雑収入		31,927	31,927	0	
	合計		2,151,827	2,151,827	0	治山修繕費寄附金 県庁舎建設費

支出

科目	目	予算合達額	支出済額	残額	備考
県庁	庁費	48,413,907	48,413,907	0	
産業	経済費	261,550,389	261,550,389	0	
農政	費	89,502,711	89,502,711	0	
農産	園芸費	7,225,470	7,225,470	0	
林業	費	28,413,853	28,413,853	0	
畜産	業費	6,325,384	6,325,384	0	
畜産	業費	5,108,764	5,108,764	0	
農地	開拓事業費	4,380,866	4,380,866	0	
耕地	事業費	120,593,341	120,593,341	0	
その他		1,424	1,424	0	
合計		309,965,720	309,965,720	0	

イ 特別会計(農業改良資金貸付事業費)



支 出

科 目	予算合達額	支出済額	残 額	備 考
農業改良資金貸付事業費	円 21,000	円 21,000	円 0	
合 計	21,000	21,000	0	

ク 特別会計 (県営林事業費)

(2) 昭和38年度における主な事業は次のとおりである。

支 出

科 目	予算合達額	支出済額	残 額	備 考
職 員 費	円 967,826	円 967,826	円 0	
造林事業費	7,038,334	7,038,334	0	
保育事業費	5,914,897	5,914,897	0	
処分事業費	6,590	6,590	0	
公有林野分収造林事業費	51,628	51,628	0	
合 計	13,979,275	13,979,275	0	

事 業 名 (目)

補助金

備

考

振 興 課	87,179,500	パイロット地区47,542,500円 (繰越分を含む) 一般地域 2地区39,258,000円 協議会等379,000円		
農業構造改善事業	3,291,810			
農業協同組合組織整備事業	2,654,367	農協合併助成倉吉市外3 (1,400,033円) 農協合併施設整備東伯町農協外1 (1,254,334円)		
農林金融対策	3,549,564	農業近代化資金 (下半期分) 倉吉農協外18		
災害金融対策	1,420,028	38年度下期, 期末残高95,764,600円		
農山漁村建設総合対策	1,559,000	かんがい, 揚水施設1ヶ所		
病害虫防除対策	4,614,450	土壌線虫防除991,800円, 土壌病害防除実験46,350円 いもち病防除3,576,300円		
果樹農業振興対策	1,182,000	果樹園経営改善架設設置830,000円 果樹災害対策352,000円		
草地改良	2,332,500	小規模草地改良15ヶ所2,002,500円 表作転換1ヶ所150,000円 種子確保 (倉吉市外4ヶ所) 180,000円		
開拓指導督励	3,707,406	入植施設9ヶ所 災害復旧2ヶ所 開墾作業4ヶ所 酸性土じよ改良1ヶ所 雪上車購入1ヶ所 開拓指導農業振興対策倉吉市外5		

林業事業	事業費	備考
林補助造林事業 林道開設 林道施設災害復旧 (特別会計) 造林 ( " ) 育 ( " ) 育	15,282,420 4,748,000 4,399,794 (工事請負費) 6,975,100 ( " ) 5,317,900	私有林 (748.44ha) 14,869,420 造林木復旧423,000円 2ヶ所1,505m (繰越分を含む) 6ヶ所582m ( " ) 一般県行造林8ヶ所 パルテ資源林2ヶ所 計10ヶ所103ha 補植1ヶ所 改植6ヶ所 下刈2ヶ所 つる切り10ヶ所 巡視道3ヶ所 雪隠15ヶ所等
耕地課 過年度災害復旧耕地事業 畑地かんがい 団体営かんがい排水 団体営耕地整備 土地改良利子補給 農道整備 38年度災害復旧耕地 団体営ほ場整備 その他	9,203,847 32,592,000 1,548,000 33,781,000 966,355 4,385,000 1,280,350 13,026,000	農地復旧2ヶ所149,116円 施設復旧20ヶ所9,054,731円 2ヶ所幹支水路24,453m 2ヶ所1,406.9m 暗渠排水5ヶ所 区画整理2ヶ所 急傾農道1ヶ所 農道橋3ヶ所 借入額67,798,000円 4ヶ所4,649m 農地復旧1ヶ所 農業用施設復旧8ヶ所 1ヶ所45.7ha
治山事業	事業費 千円	備考
県営事業小鴨川用水改良 " 橋津川排水改良 " 天神野用排水改良 " 老朽溜池 " 北条用排水改良 " 北条畑地かんがい	43,252 33,770 14,110 5,340 3,500 62,280 46,562	23ヶ所 (内単県分2ヶ所) えん堤86.4m 用水路1,285.38m 突堤20m 用水路474.09m 現場詰所28.7坪 余水吐63.14m 排水路2,172.8m 2地区 水路24,453m

## (3) 経理出納その他事務処理について

ア 病害虫防除員29名に対する報酬170,520円(1人年額5,880円)及びじやがいもが消毒確認補助員1名に対する報酬6,500円が所得税未徴収のまま支給されていたことは適正でない。

イ 水位観測を委嘱した2名に対する報償費についても同様である。

ウ 治山事業費、賃金(147,500円)並びに特殊緊急治山事業費、賃金(112,600円)の支出済額中、出役日と異つた出面表の作成及びその経理処置に適正と認め難い点が散見されたので、出納審査を厳にし、会計事務の適正化に留意されたい。

## (4) 設計について

ア 特殊緊急治山事業で、関金町野添に事業費1,358,103円をもつて施行した堤工事の設計変更を工事完了後に行なつていたが妥当でない。精算設計といえども工事完了前の段階で行なうべきである。

## (5) 契約について

ア 加工作物振興対策事業で加工トクト増収安定技術(主として病害防止)の普及を図るため、加工トクト集中技術指導は30ヵ所を設置し、委託料15,000円を支払っていたが、受託請書には委託事項の内訳、事故発生についての条項及び收支精算報告書を徴することなどが明定されず極めて簡単なものであったので、委託事業の性格とその適正な運用を確保するため、上記事項は約定化すべきである。

なお、本事業に係る実績報告は受託者が行なうこととなつているが、県当局の指導により、農業改良普及員に調査報告を行なわしめていた。その措置は受託請書の約定からみて当を得ない。

## イ 自給飼料栽培奨励事業

砂丘地、黒ぼく地帯におけるえん麦及びラジノレット等の飼料作物栽培法の技術普及を図るため、委託料58,520円で一般農家に委託し、展示ほ(特別指導地)220ヵ所を設置していたが、委託契約の内容となる委託設計書は委託農家になく、関係農業改良普及所に送致され、受託者は委託設計内容をよく承知していない状況にあつた。設計書は委託契約書とともに受託者に交付すべきである。また該委託設計書にはは種時期とは種量、施肥時期及び施肥量等の記載がないものであつたので、県が行なうと同様な設計書を明示する必要があつた。

## (6) 財産について

ア 橋津川排水改良事業は38年度工事をもつて事業を休止していたが、これに伴う旧事業所の管理を、振興局長が地元土地改良区理事長と契約を締結し、同改良区が使用(監査日現在)していただくことは適当でない。所定の手続きにより知事契約とすべきである。

イ 天神野用排水改良事業で38年度に建設した現場詰所(287坪)の本庁よりの財産管理事務の引き継ぎが未了であつた。早期に手続を執らねたい。

なお、前記事務所の電話新設に伴う電話賃権取得に要する経費が、土地改良事業促進費より支出されているが、適正科目(目)とは認められない。

## (7) 補助事業、委託事業の執行について

ア 農業構造改善事業の各種事業費に対し87,179,500円(繰越事業費分)に対する補助金を含む)の補助金を交付した補助事業主体に対す

る事務検査は、施設した機械器具の機種及び購入時期、自己負担分の事業費の徴収状況、経費の支出月及びその内容等の記録確認が不十分と史料されるので、検査の確認方法を考究し、検査の徹底を期する必要がある。

イ 草地改良事業で、未利用原野の高度利用を図るため人形峠牧野組合外1事業主体が施工した牧道 1,390.4m と富海牧野組合外4事業主体が施工した16.3haの草地造成に要した事業費合計 4,118,518円に対し補助金2,002,500円を交付し、補助事業に係る完了届並びに実績報告は3月末までに提出されていたが、該検査は4月下旬～5月上旬に実施され、検査執行が遅延している。また、実績報告書の提出後概算払が行なわれているものがあり、事務処理に適正を欠く面があるので留意されたい。

ウ 野菜種苗購入事業で38年4月以降の長雨により被害(50%以上)を受けた野菜栽培農家が次季作野菜種苗の購入に要した経費355,500円に対して補助金117,000円を関係市町村長の被害証明がないまま交付をしていた。また、該補助事業の検査において種苗購入時期及びその数量、金額等の確認は十分と認めがたい。助助金交付申請書の審査及び検査はさらに徹底を期すべきである。

エ ビール麦生産合理化対策として、ビール麦耕種改善技術基準設定ほを設置した羽合町外1町に対し補助金12千円を概算払し、3月31日付の完了届により5月30日に検査を行なっていたが、この事業実施期間は38年10月1日より39年6月30日までとなっており、事業完了、実績報告の提出、検査等は実態に沿わないものとなっている。実態に合致した取扱いにつき考究し検討の要がある。

オ 果樹園経営の改善を図るため、灌水施設事業費(申請額)3,673千円に対し県費補助金830千円を概算交付していたが、実績報告書による事業費は3,042,771円である。補助条件に補助金の確定基準が定めていないため、交付決定通り交付したものと思うが、差額630,229円に対応する補助金の措置については検討を要する。

なお、前記補助事業に対する申請書には設計書、図面の添付がないまま該事業を承認しているなど、単県事業の取り扱いについては慎重を欠いている面が多い。補助事業費が予定より減少した場合に対処するため、適切な補助条件を附するとともに事務処理に留意されたい。

カ 柿の早期収穫を図るため、密植栽培展示園を委託設置し、受託書により22,500円を支出していたが、委託事業の内容は明確を欠いている。事業を委託するに当たっては、事業内容を詳細に約定した委託契約書とすべきである。また、事業完了届の提出のないまま農業改良普及所長が自動的に事業実施の確認を行なっていたが、事業の完了届、検査員任命は文書的に処理し、検査調書を作成するようにされたい。

キ 木炭生産合理化対策事業で、チェンソー、切炭機の整備を行なつた農協に対し概算払の通知を行なわず、検査結果通知により補助金52,000円を概算払しており、また、新炭生産協業化促進事業で、チェンソーを導入した農協のうち、2農協に対し県費補助金88,000円を補助金の額の確定を行なわないで39年5月30日に支出していたことは適正でない。「鳥取県補助金等交付規則」の規定により処理されたい。

ク 林産振興事業で、しいたけ栽培の協業化、生産の合理化を図るため、機械導入経費335,370円に対し県費補助金110,800円を年度経過後交付していたが、監査日現在実績報告は提出されておらず、したがって、補助金の額の確定も行なわれていなかった。規定により適正に処理されたい。

なお、補助事業により取得した乾燥機3台のうち1台は部落有作業場の一部を借用、他の2台は個人の軒先を借用して設置されていたが、これらの使用貸借に当っては口頭により契約書は作成されていなかった。補助事業を実施するため、事業者以外の者から施設を借上げる場合は契約を締結させるよう指導し、これを確認する必要が認められるので検討されたい。

ケ 普通畑を対象に土壌線虫防除を実施した6市町村(面積58ha)に対し補助金991,800円を交付していたが、事業完了に伴う検査が数ヶ月間も遅れ年度経過後行なわれていた。これは完了届の遅延にも原因するが、事業主体を指導し年度内に検査を完了するよう努められたい。

コ 単県農道4ヶ所、事業費4,620千円に対し補助金4,386千円を交付して延4,651mを施工していたうちには、実施地区の決定が遅れ39年3月10日事業費変更割当の通知を受け、3月31日に交付決定を行ない、同日事業完了の検査も実施されており、事務処理が実態に合致しない。当局は事業の計画的執行に一層配慮されたい。

なお、補助金の額の確定を行なわないうで、年度経過後に概算払により支出しており、交付条件の内容についても適切を欠ぐものがあつた。

(8) その他事務事業の執行について

ア 38年度における小鴨川県営用排水改良事業は、事業費53,770千円で水路工事1,285.38m、堰工事86.40mの工事事業量を当初計画どおりしゆん工していったが、該工事施工地区の区画整理事業の実施面積が僅少である等のため、国よりの水路工事費の配分確保が困難の実情となり本事業実施上のあい路となつていと認められた。区画整理事業の促進を図るよう善処されたい。

イ 崩壊地復旧事業で、東伯町三本杉地区に事業費4,780千円でえん堤を請負施工させていたがセメント設計量が2,424袋であるのに対し、現場使用確認(監督日誌)は790袋で差引1,634袋の使用確認がなされていない状況であつた。現場監督日誌の整備並びにコンクリート施工時の監督は厳に履行されたい。

米 子 地 方 農 林 振 興 局

1 予算執行について

(1) 38年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。  
ア 一般会計  
収 入

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
使用料及び手数料	2,426,135 円	2,426,135 円	0 円	
寄附金	437,280	437,280	0	治山修繕費寄附金
雑収入	237,892	237,892	0	県庁舎建設費
合 計	3,101,307	3,101,307	0	

支出

科目	目	予算合選額	支出済額	残額	備考
県庁	費	56,623,413	56,623,413	0	
産業	経済費	167,530,618	167,530,618	0	
農政	費	35,713,956	35,713,956	0	
農産園芸	費	8,546,857	8,546,857	0	
林業	費	15,801,073	15,801,073	0	
水産業	費	77,000	77,000	0	
畜産業	費	5,467,480	5,467,480	0	
畜産業	費	10,943,759	10,943,759	0	
農地開拓事業	費	16,047,288	16,047,288	0	
耕地事業	費	74,933,205	74,933,205	0	
その他	費	2,633,092	2,633,092	0	
合計		226,787,123	226,787,123	0	

イ 特別会計 (農業改良資金助成事業)

(2) 昭和38年度における主もな事業は次のとおりである。

事業名(目)	補助金額	備	考
農業構造改善事業	15,795,500	2地区 区画整理44.12ha 暗渠排水7.3ha トラツクター1台 (繰越を含む)	
農業委員会	3,413,635	米子市外10	
農業協同組合組織整備事業	2,375,000	農協合併助成1農協875,000円(単県) 農協合併施設1農協1,500,000円	
農林金融対策	4,659,182	農業近代化資金利子補給4,467,150円(下半年) 協力資金192,032円	
農山漁村建設総合対策	2,126,000	共同集荷所1ヶ所 農道2ヶ所(1,295m) 共同防除施設1ヶ所(900m)	

支出

科目	目	予算合選額	支出済額	残額	備考
農業改良資金貸付事業	費	35,000	35,000	0	
合計		35,000	35,000	0	

ウ 特別会計 (県営林事業)

科目	目	予算合選額	支出済額	残額	備考
職員	費	701,633	701,633	0	
造林事業	費	5,493,744	5,493,744	0	
保育事業	費	4,048,690	4,048,690	0	
公有林野分収造林事業	費	20,000	20,000	0	
合計		10,264,067	10,264,067	0	

事業名	事業費	備	考
病虫害防除対策 草地改良 中小家畜試験場建設 開拓指導督励	6,921,800 5,000,000 (工事請負費) 3,700,000 14,706,228	いもち病防除4,506,200円 土壌病虫害防除2,415,600円 小規模草地改良3ヶ所14ha 麦作転換25セット 入植施設56戸 土壌改良206ha 開墾35.75ha 営農対策トラクター等	
林業事業 補助造林開設 (特別会計) 造林 ( ) 保	4,411,987 4,615,000 5,447,600 3,666,700	公有林44,15ha111件4,406,387円 私有林208.82ha941件 造林木復旧5,600円 2路線3,440m 一般県行造林58.35ha 杉ノ資源林10ha 改植7.7ha 雪害復旧121.52ha 病虫害防除18.4ha 改植2ha つる切り24.11ha 下刈91.3ha 植樹50,91ha等	
耕地 過年度災害復旧耕地事業 団地管かんがい排水 地積調査 農道整備 開墾 38年災害復旧耕地 特別ほ場整備 畑地かんがい その他	3,373,029 13,413,000 1,266,000 3,966,000 1,053,000 9,766,597 21,000,000 5,000,000	農地復旧2ヶ所, 施設復旧12ヶ所 8地区5,203.54m (線越を除く) 米子市外1 6地区5,665m 飲用水施設1地区54,180.5m 48ヶ所 大沢かんがい排水394m 整地45.5ha 道路4,615m 水路7,130.4m 集水暗渠71m 揚水機舎1 揚水機1	
治山事業 (県営事業) 海岸堤防補強 ( ) 箕敷屋地区 ( ) 大沢地区	千円 20,266 10,920 4,700 28,650	13ヶ所 (内単県分6ヶ所) 弓ヶ浜地区237m 渡地区117.8m 全体実施設計 水路7,524.4m 整地45.5ha 道路4,615m	

## (3) 経理出納、その他事務処理について

ア 農業構造改善事業費、賃金70,000円並びに中海日野川総合開発調査費、賃金537,940円の支出済額中、出役表の作成及びその経理処置に該当でないものが見受けられたので減格適正に経理されたい。

イ 中海干拓淡水化事業において合理的な補償額の算定基礎資料を得るため、漁業実態調査(1,026件)を関係漁業協同組合に行なわせて報償費中より153,900円が支出されていたが調査実施の実態からして、該調査は委託事業とし、委託料より支出するが妥当と思料される。

ウ 県単治山事業の財源の一部として地元市町村から授納する寄附金の調定は適宜の時点に行なわれており、該事業完了後相当期間経過後に納入されている状況である。適期に調定して財源を確保するよう事務取扱の基準を設けることにつき検討の要がある。

## (4) 契約について

ア 葉たばこ振興対策事業(委託料101千円)加工作物振興対策事業(委託料110千円)移出そ業主産地育成対策事業(委託料110千円)の委託事業を実施するに当り、それぞれ委託契約を締結していたが、委託項目が明定されていないもの、委託設計書の提示及び生産数量の明示がないもの、危険負担の条項が約定されていないものがあつたので、契約条項の整備を図られたい。なお、委託事業の効果確認が行なわれていないものがあつたので留意されたい。

イ 果樹農業振興対策事業で、委託料22,500円をもつて、かき密植栽培展示園10aを設置していたが、委託契約の締結に当り、苗木等の物件の帰属権がいづれに属しているのか約定されていない。また、

受託者に委託設計書を提示せず委託して行ったことは当を得ない。なお、本委託事業はその事業内容からして補助事業として取り扱ふべきと認められる点もあるので検討善処されたい。

ウ 雪害復旧事業(県営林事業)雪越工事411,400円の請負契約に当り、予定価格調査の作成がないまま見積書を徴し、随意契約を行っている。また、県行造林事業で、6造林(新植)植業地し請負契約締結に当り、見積書を提出させ請負価格を決定し、工事請負費5,166,600円を支払したこととなつているが、実際は前記請負契約中には当初から示談を進めた後見積書を提出させ請負契約を締結していること認められるもの(3件)がある。契約事務の適正を期するよう公正な契約に留意されたい。

エ 競争入札において、最低制限価格を設ける場合は「鳥取県建設工事執行規則」の定めるところにより予定価格の10分の8より3分の2の範囲内において定めることとなつているが、県単治山修繕事業の入札に当り予定価格を県最低制限価格としているもの、予定価格の10分の8以上で設けられているため、予定価格との差が僅少であるものがあり、これでは競争の余地がなく、競争入札の趣旨に反し適正でない。

## (5) 設計について

ア 農山村同和対策事業で、大山町神原に事業費1,287,000円(補助金823,500円)をもつて建設した共同集荷所の現地監査を執行した結果、設計に適切を欠ぐものがあつた。このことは設計書の審査が不十分であつたことに原因すると思料されるので、今後十分注意されたい。



## (6) 補助事業、委託事業の執行について

## ア 農業構造改善事業

西伯町における本事業の基幹作目を水稲、乳牛におき、承認した当初の全体計画の事業種目中には乳牛2棟を建設することにしていて、しかし事業主体の受入体制(特に人の和、資金調達及び自己負担過重)が十分整わなかつたことに基因してこの事業は中止(S39.7, 29承認)となつていた。当初期待した農業構造の改善による農業近代化への基礎事業が根本的に変更される結果となるおそれがある。本事業の計画策定に当つては、資金計画は勿論、関係農家の啓蒙指導について格段の配慮と努力を傾注し、納得の上で事業に着手し、その運営の推進を期するよう配慮されたい。

イ いもち病防除対策事業補助金(4,506,200円)の交付決定通知後における交付額の変更に係る該補助金交付申請手続きが正規に行なわれていないものと並びに補助事業量が実績報告と検査調査との間に相違している事業主体があつたので適正処置に留意されたい。

なお、検査結果通知は検査員の作成した検査調査をもつて本通知に替えていたが、その処置は適正でない。合規な措置を執らねば。

ウ 農業経営の近代化を図るため農業近代化資金の貸付を58年度において1,271件(200,755千円)承認していたが、貸付対象物件の検査確認は監査日現在663件(92,755千円)を終了しては過ぎない。検査結果判子補給の打切を要するもの7件(1,000千円)訂正その他の指摘をしたもの352件(47,469千円)にもおよんでいる状況であるので検査を促進されたい。

エ 小規模草地改良事業(事業費1,746,780円、補助金597,900円、3

ヶ所14ha)を実施していたが、事業主体から提出された実績報告書の内訳に符合しないものがあつた。訂正の上提出をさせる必要がある。なお、補助事業費の検査は行なわれていたが、施行面積及び該土地の権利関係の確認が不十分であつた。これらの確認を厳正にされたい。

オ 開拓地飲用水施設整備事業(単県分、事業主体名和町、本年度事業費10,550千円、配水管敷設34,180.5m、補助金1,053千円)において、賃金271千円の支出済額中、出役表が不適合のもの及び工難費中より補助対象外と思われる経費が支出されているものがある。補助事業の経理指導に充分配慮されたい。

カ 開拓営農振興対策事業で、雪上車購入事業費906千円に対し補助金300千円を交付していたが、検査結果の通知が事業主体(3)に行なわれていない。早期に処置されたい。

キ 上光徳開拓農業協同組合の集乳所兼飼料庫の災害復旧事業費47,290円(査定額322千円)に対し補助金64,400円が交付されていたが、申請書には該施設の設計書、図面が添付されておらず、事業完了に伴う検査も行なわれていない。適正処置に留意されたい。

ク 林道開設事業費9,250千円(2路線)に対し補助金4,615千円を精算払により39年5月28日に支出していたが、当該補助金は適正化法に規定する間接補助金であり、したがつて 県は補助事業主体に対し年度内に概算払により交付すべきである。

ケ 補助造林事業に対する補助金は、造林者の委任により県森連が受領して森林組合を通じて各造林者へ渡されているが、同補助金の交付額中より各造林者から徴収している事務取扱経費(旅費、その事

務費等)の差引率が国の定める基準以上である森林組合が見受けられたので、補助金支達の適正化の面よりして適切な指導をされたい。なお、該補助事業及び造林木復旧事業の検査にかかる検査員の任命並びに検査結果通知(造林木復旧事業)が行なわれていないので、規定手続を厳守されたい。

ロ 岸本町地内に施工した農道整備事業(延長601m事業費2,000千円、補助金600千円)において検査調書と実績報告書の支出内容が下記のとおり相違していたので、適正な補助金経理の指導とともに実績報告書の訂正を求められたい。

区 分	検査調書による認定額	実績報告書による支出済額
工 事 雑 費	40,400円	37,000円
用 地 買 収 費	59,600	63,000

ハ 過年度災害復旧耕地事業工事で、国の予算措置の都合により1箇所の工事に対し、当該年度において補助金の金額が交付できない場合の事務処理に検討を要するものがあつた。また、施設工事で完了に伴う検査が著しく遅延しているものがある。復旧箇所が再災害を受けるとも予想されるので、早期検査の励行に努められたい。

ニ 補助事業の完了検査を行なつた場合の検査記録の不十分なものが多く見受けられた。検査時点における収入、支出で完了、未完了のもの、工事雑費の内容等適確に記録しておくべきである。

ホ 名和町豊成に事業費1,410千円(補助金423千円、延長1,118m)で実施した農道整備事業に係る現地監査の結果、耳芝は全延長に施工するよう設計されているが、施工されていない箇所が多く、折角

施行された部分についても、降雨により、そのほとんどが御溝に脱落し、その用をなしていなかった。設計施工、事業完了後の管理に十分注意されたい。

ヘ 淀江町白浜に総事業費32,000千円(補助金12,800千円)で着手した畑地かんがい事業は、38年度に事業費12,500千円(補助金5,000千円)で集水暗渠71m、揚水機舎、揚水機の1部を完了していたが、揚水機の残部及び配水路8,429.5mの残事業を完了しなければ、関係面積95haのかんがいは使用できないものであることからして、残事業については翌年度当初に着手できるように事業の施行順序等に検討を加え、経費の効率的使用に努められたい。

(7) 事務事業の執行について

ア 農業協同組合の合併については、当初48組合を11組合にすべく計画し、努力が払われていたが諸種の事情により、38年度において、米子市の15農協の合併を見たに過ぎない。助成措置は40.3.31日までに合併した組合を条件としているので、実施上の問題をさらに究明し、事業の促進を図られたい。

イ じやがいも防除対策事業で、消毒確認補助員3名を配備し、報酬19,500円を支給していたが、その活動状況のは把握認は十分と思料されたい。留意されたい。

9

19

10

11

八頭地方農林振興局

1 予算執行について

(1) 38年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。

ア 一般会計

収入

科目	目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
使用料及び手数料		791,640	791,640	0	
寄附金		233,450	233,450	0	
雑収入		44,118	44,118	0	
合計		1,069,208	1,069,208	0	冷山修繕費寄附金 県庁舎建設費

支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備考
農業経済費		41,169,241	41,169,241	0	
農業行政費		157,571,805	157,571,805	0	
農業園芸費		23,509,620	23,509,620	0	
林業費		4,999,452	4,999,452	0	
畜産業費		60,214,089	60,214,089	0	
畜産業費		969,372	969,372	0	
畜産業費		4,134,310	4,134,310	0	
農地開拓事業費		254,300	254,300	0	

耕地事業費	63,490,662	63,490,662	0	
その他	589,190	589,190	0	
合計	119,330,236	119,330,236	0	

イ 特別会計 (農業改良資金助成事業)

支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備考
農業改良資金貸付事業費		27,000	27,000	0	
合計		27,000	27,000	0	

ウ 特別会計 (県営林事業)

支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備考
職員業務費		742,898	742,898	0	
造林事業費		12,218,318	12,218,318	0	
保育事業費		10,605,345	10,605,345	0	
処分事業費		37,490	37,490	0	
公有林野分収造林事業費		57,754	57,754	0	
合計		23,661,805	23,661,805	0	

(2) 昭和38年度における主もな事業は次のとおりである。

事業名(目)	補助金 交付額 円	備	考
農業構造改善事業 (繰越含む)	22,092,000	土地基盤整備＝農地造成(耕)12.9ha 農道延長1,379.55m 経路近代化施設設置＝農産物共同集出荷所2棟	
農業委員会補助事業	1,871,688	農地法に基づき各種事務	
農林金融対策事業	1,861,137	承認額82,324千円(511件)	
病虫害防除対策事業	2,812,600	稲いもち病防除面積4,935.5ha 土壌線虫防除面積3.0ha	
果樹農業振興対策事業	1,085,000	布シムズキボライアス貯蔵庫1(貯蔵能力4,800kg) 果樹災害面積32.5ha	
森林組合育成指導事業	1,600,000	林業機械2セット	
造林事業(補助造林)	25,650,944	補助造林面積1,133.98ha 造林木復旧資材わらわ137,467kg等	
林道開設事業(繰越含む)	10,996,000	林道開設4箇所 山村振興林道2箇所 林道改良3箇所	
林道施設災害復旧事業	8,759,972	36年災害復旧1箇所 37年災害復旧1箇所	
草地改良事業	3,195,800	小規模草地改良10.7ha 飼料作物種子再繁殖67.67ha 麦作転換131ha 施設導入16セット	
過年度災害復旧耕地事業	48,833,057	頭首工33箇所 水路21箇所 橋梁9箇所 田78.2ha 道路3箇所	
農道整備備事業	3,863,691	農道6箇所3,806.9m	
38年災害復旧耕地事業	4,011,496	頭首工4箇所 道路1箇所 水路3箇所	
造林事業(県営林事業)	(工事請負額) 11,972,777	造林面積167.02ha	
保育事業( )	( ) 10,090,646	巡視道4,750m 山腹踏破工1,360m 補植改植等面積998.96ha	
その他	(事業費) 59,594,961	崩壊地復旧、地すべり防止、なだれ防止林造成緊急治山、特殊緊急治山等41箇所	
治山事業(特殊緊急含む)	(工事請負額) 25,766,000	林道1,500m	
基幹林道開設事業			

## (3) 経理出納、その他事務処理について

ア 庁舎移転に伴い不用となった36年設置の車庫を、38年8月で売却処分し、代金6,000円を雑入に収入していたが、この車庫は、財産台帳に未登録であった。適正科目に収入するとともに、財産の管理は所定手続きにより処理されたい。

イ 県有林保育事業で、県有林巡視員(10名)に対する報酬247,500円が支出されていたが、経理処置に適當でないものが見受けられたので、適正支出に留意されたい。

ウ 県営林事業で、現地雇用した人夫に対する賃金を資金前渡の方法により支払いしていたが、資金前渡者の任命行為がなく、かつ資金前渡整理簿の記帳経理も行なわれていない。事務処理は適正に行なわれたい。

エ 38年度より8ヶ年計画で着手した基幹線林道、八頭中央線は当年度において、智頭地区1.5km、工事費23,766千円で実施されていたが、調査設計に当り作業日誌も作成されず、人夫賃は職員の野帳、町役場の出役簿等により支出されており、信びよう性に欠けていた。

## (4) 契約について

ア 災害復旧耕地事業で、若狭町糸白見に施行された水路工25mは38年7月23日に施越工事を承認されていたが、該工事の契約は38年4月13日に締結され、5月27日に工事を完了しており、形式的な事務処理となっている。事務処理のじん速化と、適正処理に留意されたい。

## (5) 設計について

農道整備事業

ア 船岡町水口地区に事業費4,012千円(補助金1,203千円)で、756

m(巾員4m)の農道を計するに当り、法面仕上工365.6mの事業費算定を、工事施工地の土質は粘質土であるのに軟岩扱いとしたため、所要歩掛が過大設計(2,618円超廻)となっていた。設計及び審査はさらに慎重を期されたい。

イ 智頭町南方地区に事業費907,990円(補助金293,691円)で、延長577m(巾員4m)を施工した農道工事を現地監査したところ、築石工(割石空積)の裏込栗石、胴土及び胴筋が不十分のため断面がおうとつしており、また空積工で野面石を長手使いしているもの、あるいは胴木の設計がないため、流水により根石部が侵食され空積工がくつれ易い状態の箇所等があり、設計並びに施工監督に配慮が欠けているものと認められるものがあつた。設計書の審査並びに現場監督及び検査に当つては、さらに徹底を期されたい。

ウ 県営林保育事業で、1,360haの山腹階段工を6地区に事業費468,700円をもつて5森林組合に請負施工させていたが、土砂の切取歩掛及び切取量の設計及び図面がないまま工事費の算定をしており、その処置は適正でない。正当な設計計算により事業費の算定を行なうべきである。

## (6) 補助事業、委託事業について

ア 農業構造改善事業で、当初地域指定(S37.12.19)となつた河原町八日市地区の農地造成は補助事業主体の実施体制が整っていないため、事業中止となり、新たに、小倉地区に農地造成(かき)20.6ha(事業費16,275円)、定置配管4基(事業費8,643千円)を実施していたが、同地区の農地造成工事の切土、盛土、賃金等の設計歩掛及び基準単価は施工地区の変更を理由に過大設計されていた。適正

- かつ経済的設計に配慮し、慎重な審査を行なわれない。
- イ 果樹災害対策事業で、補助金935千円を8事業主体に精算払として交付していたが、当該補助金は適正化法に規定する間接補助金に該当するので、国の確定通知があるまでは、概算払とすべきである。
- ウ 田畑輪換実験事業で、稲作と他作物とを交互に作付し、水田の高度利用を図るため、水路工及び畦畔水路工の施工に要した事業費398,020円に対して補助金130,000円を交付していたが該補助事業は事業主体が補助金交付決定後変更されたため年度内に完成されず、39年5月末に竣工しており、作付期の関係からして補助事業の効果が減じているものと認められる。補助事業主体の選定に当つては、とくに事業実施体制との関連について十分検討し、補助事業の効率の執行に配慮されたい。
- エ 土壌線虫防除対策事業で、土壌線虫防除用農薬購入に要した経費102,600円に対して交付した補助金51,300円についての確認検査が実施されず、また、検査結果通知も行なわれていない。規定措置は疎に履行すべきである。
- オ やさい、種苗購入事業で、38年4月以降の長雨被害農家の購入するやさい種苗代527,500円に対して補助金173,000円を2事業主体に交付していたが、該補助事業に係る確認検査が実施されていない。法定検査は疎格に履行されたい。
- カ 畜産経営の調査を行なうため調査農家9戸を指定し、調査手当22,500円を支払っていたが、監査日現在調査成績書未提出のものがあった。調査手当は実績確認の上支給すべきである。なお、折角の調査をより効果的に活用できるよう事務処理の敏速を期されたい。
- キ 八束町茂田地区に施行した、小規模草地改良事業(事業費646,100円、補助金354,900円、改良面積5ha)の補助事業面積は5haとなつていたが、実際の実施面積は65%程度の改良に終つており、設計変更の措置も執らず、実施面積の確認を行なわないまま事業の完了を認めていた。完了に伴う検査確認の厳正を期し、起上、整地、牧草導入などについては当然に設計変更を行うべきである。
- なお、本事業は39年3月31日完了し、4月2日に検査を行ったこととしていたが、実際には6月16日完了したため、播種されていない状況であつた。
- ク 林道施設災害復旧事業のうちには、復旧事業完了後相当期間を経過してから該事業に係る計画変更申請が行なわれているものがあり、また、間接補助金について国の確定通知をまだ確認払を行つていないものがあつた。所定手続きにより処理されたい。
- ケ 過年度災害復旧耕地事業の間接補助金を検査完了後において交付する場合、国の額の確定通知をまだ精算払の方法により54件が支出されていた。補助金等交付規則第19条の規定により概算払とすべきである。
- なお、施設工事で承認前に着工しているもの、完了届が数ヶ月間遅延しているものが見受けられた。事務処理の適正を期されたい。
- コ 補助事業の完了に伴う検査の結果、手直を必要とするものについての是正の措置はほとんどが口頭指示によつて行なうが、補助金等交付規則第1条の規定により文書をもつて指示し、処理すべきである。
- (7) その他事務事業の執行について
- ア 林道開設事業奥野及び茂谷線に係る現地監査の結果、山側斜面側

溝は雨水により相当浸食され根石の露出した箇所が見受けられ、放置すれば側壁崩壊の危険性も考えられるので、早期に補修の要がある。  
なお、軟弱な地盤箇所の設計、施行並びに監督に当つては十分留意されたい。

鳥取地方農林振興局

1 予算の執行について

(1) 38年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。

ア 一般会計  
収入

科目	目	調定額	収入済額	収入未済額	備	考
		円	円	円		
使用料及び手数料		1,112,060	1,112,060	0		
寄附金		433,400	433,400	0		
雑収入		45,441	28,147	17,294		
合計		1,590,901	1,573,607	17,294		治山修繕費等附金 県庁舎建設

支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備	考
		円	円	円		
県庁費		49,501,817	49,501,817	0		
産業経費		142,887,035	142,887,035	0		

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備	考
		円	円	円		
農政費		39,895,011	39,895,011	0		
農産園芸費		10,888,376	10,888,376	0		
林業費		25,178,437	25,178,437	0		
水産業費		18,500	18,500	0		
畜産業費		900,604	900,604	0		
畜産業費		4,534,036	4,534,036	0		
農地開拓事業費		2,056,098	2,056,098	0		
耕地事業費		59,445,973	59,445,973	0		
合計		192,388,852	192,388,852	0		

イ 特別会計 (農業改良資金貸付事業費)  
支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備	考
		円	円	円		
農業改良資金貸付事業費		26,000	26,000	0		
合計		26,000	26,000	0		

ウ 特別会計 (県営林事業費)  
支出

科目	目	予算合連額	支出済額	残額	備	考
		円	円	円		
職員事業費		720,209	720,209	0		
造林事業費		6,317,428	6,317,428	0		
保育事業費		5,260,834	5,260,834	0		
公有林野分収造林事業費		20,000	20,000	0		
合計		12,318,471	12,318,471	0		

(2) 昭和38年度における主もな事業は次のとおりである。

事業名(目)	補助金交付額	備	考
振興課	円		
農業構造改善事業	30,103,200	区画整理32.9ha 牧道389m トラクター1台 共同育苗施設3棟 共同防除施設1ヶ所 たびと乾燥所2ヶ所(繰越分を含む)	
農業委員会費	2,663,318	農協合併施設鳥取農協外1(500,000円)	
農業協同組合組織整備事業	1,727,010	農協近代資金利子補給3,420,163円(下半年分) 鳥取農協外23	
農林金融対策事業	3,525,809	「協力資金」 105,646円	
病害虫防除対策事業	7,218,000	農業空中散布555,000円 しま葉枯病緊急防除566,000円 土壌病虫害防除964,800円 稲いもち病防除5,162,000円	
果樹農業振興対策事業	1,133,000	果樹防除施設500,000円 果樹排水施設400,000円 未成園果樹253,000円	
草地改良事業	2,555,000	小規模草地改良2ヶ所1,084,000円 再備用種子確保4市町村121,000円 麦作転換9ヶ所1,350,000円	
開拓指導督励事業	1,600,798	開墾作業3ヶ所 入植施設1ヶ所 開拓営農振興対策鳥取市外1(20円)	
林業課			
森林組合育成指導事業	1,600,000	林業機械施設2セツト	
補助造林事業	10,946,018	私有林 498.73ha } 造林木復旧319,200円 公有林 23.32ha }	
林道開設事業	3,740,500	2路線982m(繰越分を含む)	
(特別会計) 造林事業	(工事諸費) 6,272,300	具行造林99.43ha(14ヶ所)	
(特別会計) 保業	( ) 4,796,400	補植16ヶ所 改植2ヶ所 巡視道4,500m 下刈237,17ha 雪起15ヶ所等	
耕地課			
過年度災害復旧耕地事業	28,544,720	農地復旧1,947,180円 農業用施設復旧26,597,540円(24ヶ所)	
団体育かんかん、排水事業	5,710,000	上原土地改良区外3(水路2,746.4m 揚水機1ヶ所)	
団体育耕地整備事業	8,000,000	暗渠排水2,823,000円 区画整理1,719,000円 農道3,106,000円 農道橋302,000円 確定測量50,000円	
地盤変動対策事業	5,792,000	湯山10.8ha 細川15.52ha	
農道整備事業	627,000	1ヶ所771m	



土地改良利子補給事業 38年災害復旧耕地事業 その他	1,167,333 2,509,780	借入額85,930,000円 14ヶ所	
事業名	事業費	備	考
治山事業	千円 48,051	35ヶ所 (内単県分5ヶ所)	

## (3) 経理出納その他事務処理について

ア 畜産農家の経営を調査するため、該当農家9戸を選定し、経営の動きを記帳させ報償費より記帳手当1戸当り2,500円を39年4月4日に支出していたが、同日までに記帳記録の提出のあったものは3件であった。実績確認のうえ支出手続を執るよう留意されたい。

イ 良質生乳の生産を図るため、検査員2名、指導員5名を委嘱し、その報酬468千円について所得税が徴収されていないものがあつた。所得税法の規定により、源泉徴収すべきである。

ウ 森林計画樹立事業で、造林箇所調査(69件)、伐採届判定調査(92件)に要した雇上人夫に対し賃金26,550円を支払っていたが、出役表と雇上実績と異つたまま支出しているものがあり、その経理処置は適正でない。支出審査を致されたい。

エ 災害復旧耕地事業に係る事務雑費を事業主体によつて数ヶ所分を一括経理しており、事業個所別に見ると、全額が食糧費となつているもの及び実績報告書に工事雑費、事務雑費調査の添付されていないものがあつた。事務雑費の使途内容について適切に指導されたい。

オ 災害復旧耕地事業で施越工事を施行する際知事の承認前に着工し

ているものがあつた。施越工事の申請に対する事務処理の迅速化を図り、補助事業の適正執行に努められたい。

## (4) 物品について

ア 物品取扱主任が交付を受けた物品を職員に貸与又は交付する場合の帳簿への記帳整理に十分でない面が見受けられたので適正処理に留意されたい。

## (5) 設計について

ア 果樹農業振興対策事業で、鳥取市紙子谷地区に事業費1,790千円(補助金400千円)をもつて、果樹園排水施設として排水管4,115m、集水管237.5mを受益面積3haに埋没敷設した工事設計に当り、工事雑費284,152円を計上していたが、この工事雑費は、本工事費(1,409,848円)に対して20.2%を安易に計上しているもので、その経費内容は不明確であり、本工事の施工にこのような高率な工事雑費を計上することについては検討の要がある。また、補助対象外経費として処置すべきであつた設計委託料45,000円が補助事業対象となつていること、床廻りの設計で1㎡当りの歩掛が過大と思われるもの等検討を要するものがある。事業主体から申請された設計書の審査

は、さらに厳格を期されたい。

イ 団体営耕地整備事業で、農道橋(事業費864千円、補助金302千円)の実施設計に当り、高欄中、束(高さ40cm、巾15cm)に鉄筋を入れないコンクリート設計となっていたが、衝撃支耐力並びに経済上検討を要する。設計書の審査に留意されたい。

ウ 青谷町山田に施行した単県農道(延長771m巾員3.5m)で、小川に沿った部分(約200m)は護岸が相当老朽化し崩潰する危険性があるため、川岸に沿った民有地巾1mを残してその内側に実施していたが、妥当な設計と認めがたい。設計に当っては現地の精査に十分留意し、不経済な用地使用とならないようされたい。

(6) 契約について

ア 飼料作物の栽培利用技術の普及指導をはかるため展示ホを委託設置(1ヶ所2,660円)していたが、現物支給の種子は本課で購入して委託者へ直送肥料は、受託農家が直接農協より購入して代金は農協の請求により振興局において支払っていたが、受託書にこれが取扱について何んらの表示もなく不明確であった。委託事項は明定するとともに事業執行の一元的指導について検討されたい。

(7) 補助事業、委託事業の執行及び事務処理について

ア 農業構造改善事業

(7) 38年度事業として実施した区画整理並びに牧道工事の事業実績報告書は該補助事業に係る検査の結果事業費の額及び補助金額が次表のとおり相違していたが、その後の処置が執られていない。是正措置を速かにすべきである。

補助事業主体が提出した実績報告		補助事業検査で確認した額		差引		額
事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	補助金
27,400,000	19,180,000	27,397,000	19,177,900	3,000	△	2,100
720,000	504,000	704,580	493,200	15,420	△	10,794

なお、当年度補助事業として実施した土地基盤整備事業及び経営近代化施設事業において、事業費実績が当初決定額に比し減少し、既に交付した概算補助金額より363,100円の要返還額があるので返納告知の措置を早期にされたい。

(4) 前記牧道事業費(704,580円)中には補助対象外の設計委託料3,580円が含まれており、これを差引すると補助事業費は701,000円で補助金として交付すべき額は490,700円となる。厳格な検査を実施するとともに、超過額については善処されたい。

イ 果樹農業振興対策事業で、くりの優良品種の苗木を計画的に供給し普及を図るため、くり母樹園3haを設置し、委託料22,500円を支出しているが、委託契約の条項中、委託事業で生産収穫されたは木の所有権帰属が約定されていないので契約条項に明記されたい。また該委託事業の執行に当り、果樹委託母樹園設置要領に定める肥培管理の指示は木の配布計画に基づき指示、生産は木の価格通知、証標台帳の作成等が行なわれていない。該委託事業の管理運営に配慮が欠けていると認められるので適正な事務事業の執行を期されたい。

ウ 田畑転換実験事業で、390,000円の事業費に対する補助金150,000円を実績報告書が補助事業者より未提出のまま、また補助金の額の確定通知を行なわないで年度末日に精算していたが適正でない。

早期に規定の措置を執らねたい。

エ 飼料作物の増産を図るため、9セツトの施設の導入事業費5,065,900円に対し、1,350,000円を補助していたが、現地監査の結果規定面積(1セツト8ha)の作付転換を行なっていないもの、また施設購入代金のうちに購入後の機械の組立料、油代が含まれており事業経費の算定が適切でないものがあつた。検査確認を厳正にされたい。

オ 未点灯部落を解消するため岩美町本庄農協に対し、補助金366千円を国の額の確定前に精算払を行つているが、たとえ検査完了後にあつても間接補助金については概算払とすべきである。なお、検査の結果実績報告には訂正を要する点があつた。報告書を是正させられたい。

カ 青谷町田原谷に施行した林道開設事業(事業費2,000千円、延長538m)の現地監査をしたところ、暗渠排水工事の受口が設計不備のため排水工の施設機能を十分發揮していないもの及び不必要に突出しているもの並びに排水口の障害物が完全に除去されていない箇所があつた。また県に提出の実績報告書と経理補助簿の記帳整備が不完全で不突合があり、工事費の出来形払に対する領収書が徴されていないもの、現場監督以外の事務職員(臨時職員)に対する賃金16,000円が支出されているなど、補助事業経理処置に適正でない事例があり、また該補助事業の検査確認も十分と認められないものがあつた。適正な事務事業の執行に努められたい。

キ 一般補助造林事業で、造林施業に要した経費(査定経費)32,428,109円に対し補助金10,626,818円を交付しているが、補助金検査は事業量(出来高)の確認にとどまり、事業費支出の検査確認が行な

われていない。造林木復旧事業(補助金319,200円)についても同様であるので事業費の支出内容も併せ検査すべきである。

なお、該補助事業検査に係る検査結果通知が行なわれていなかったので、速やかに処置されたい。

ク しいだけ栽培施設設置事業で、事業費460千円に対し補助金(単県)151,600円を交付(S39.1.18)しているが、事業完了(S38.1.23)後監査日現在まで事業主体の実績報告がなく、また検査に当つて検査員の任命が行なわれず、かつ交付に係る補助金の額の確定通知も行なわれていなかった。遺憾のないように善処されたい。

ク 単県農道整備事業(事業費2,090千円、補助金627千円)にかゝる補助金交付決定通知が遅延したため事前着工している状況にあつたので、事業遂行に支障を生じないよう早期に決定通知あるいは内示の処置を行なうべきである。

ク 災害復旧補助耕地事業の完了に伴なう検査結果の復命書には工事の手直ヶ所及びその完了年月日等が記載されているが、手直しの指示はすべて口頭で行なわれており、手直し完了後において所定の様式により検査結果の通知が行なわれている。検査の結果適合しないものがある場合、是正の措置をとるべきことは検査結果の通知により指示すべきである。

ク 国から概算交付を受けた間接補助金を補助金等交付規則第19条ただし書の規定に反して、同規則第21条に基づき精算払の方法により支出しているものがあつた。補助金等が適正化法に規定する間接補助金に該当する場合は概算払とすべきであり、当局はこれが事務処理の統一の指導に留意されたい。

なお間接補助金の交付を出納整理期間中に行なっているものがあつたので補助金の交付事務処理の迅速化をはかり、適正処理(3月31日までに交付)をされたい。

(8) その他事務事業の執行について

ア 保安林強化事業

保安林地内の立木伐採並びに損傷及び倒伏あるいは建物及び工作物を設置する等の違反行為を38年度中に10箇所発見し、森林法(第38条各号)に基づきそれぞれに造林命令、原形復旧及び中止命令の処分を執られていたが、なかにはこれらの行政命令処置実施の確保並びに確認が図られていないものがあつた。保安林の保護管理上、早期に適切な措置を執られたい。

なお原形復旧命令に復旧期限のないものが見受けられたので留意されたい。

イ 小規模草地改良事業の完了に伴なう改良面積の確認は書面によるもので実測が行なわれていない。これは振興課に測量を行なう技術者がいないことにもよるが耕地課と協調して検査確認を厳重にすべきである。なお、講習等により担当者に簡易測量の技術を習得させることにつき検討されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所  
鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価 一部一箇月三百円(送料含む)】